

ドクターの相続対策は・・・？

先月の医療ニュースにて、平成 25 年度税法改正のうち、医療特有のものについて取り上げましたが、今回は同封特別号にて相続税の改正事項を中心に取り上げていますので、病医院の先生方を対象にした部分の内容について少し触れたいと思います。

・基礎控除の引上げ（平成 27 年 1 月以後）

相続税の計算上、財産から差引く基礎控除が現行金額の 6 割に縮小されます。

これにより、今まで相続税とは無縁だった方が対象になる可能性がある他、先生方には確実に相続税のアップ要因となります。

・税率の引上げ（平成 27 年 1 月以後）

法定相続人一人当たり 2 億円を超える人について、税率がアップされます。相続財産が多い方、相続人が少ない方が対象となりそうです。

・小規模宅地特例の改正（平成 27 年 1 月以後）

ご自宅敷地のうち相続評価が減額される限度面積が 240 m²から 330 m²まで拡大されました。また、ご自宅敷地と、病院・診療所の敷地を共に有する場合に原則どちらか有利な方しか評価減額が受けられなかったものが、両者を併用できるようになりました。

対象となる方は（若干）朗報ですが、親子別世帯が多い中、この改正のメリットを享受される方はある程度限られるのでは？と思われます。

・孫への教育資金贈与非課税（平成 25 年 4 月～平成 27 年 12 月までの贈与）

詳細は特別号にありますので割愛しますが、お孫さんがいらっしゃる先生方には朗報と言えます。お孫さんの教育資金はトータルで 10 百万円を超えることはざらでしょうから（特に医学部を目指されているのであればなおさらです。）、お子様を飛び越えてのお孫さんへの贈与は有効です。手続き・注意点についても特別号に記載がありますので、ご参照ください。

その他、トピック的な内容ですが、一部の先生から質問を受けましたので取り上げますと、今回の税法改正で「事業承継税制」の拡充とあります。しかしながら、医療法人は対象となりません。

もともと、この事業承継税制は平成 20 年に導入されたものですが、その内容は、中小企業を対象とし、一定要件を満たせば、自社株に係る相続税・贈与税が軽減される、というものです。そして、今回の改正は、(この一定要件がまだ厳しい面はあるものの) 中小企業庁が現状を勘案、内容拡充を要望し、実現したものです。

前々から、医師会側は、医療法人にもこの事業承継税制を適用するように、厚労省に要望しているにもかかわらず、毎年度、厚労省は財務省に要望さえしていないようです。聞くところによれば、厚労省の言う理由は、出資持分が問題となるのは、あくまでも経過措置型の持分あり医療法人のみであって、「経過措置」だからいつかは持分がなくなる。だから不要だ・・・、というものだそうです。とは言えども、平成 19 年の医療法改正(今後設立される医療法人は出資持分なし)も国の都合によるものですから納得がいきませんよね。

このような理由はともかく、医療法人の出資持分引下げ対策としての前向きな税制は今後も期待できそうにないようです。

